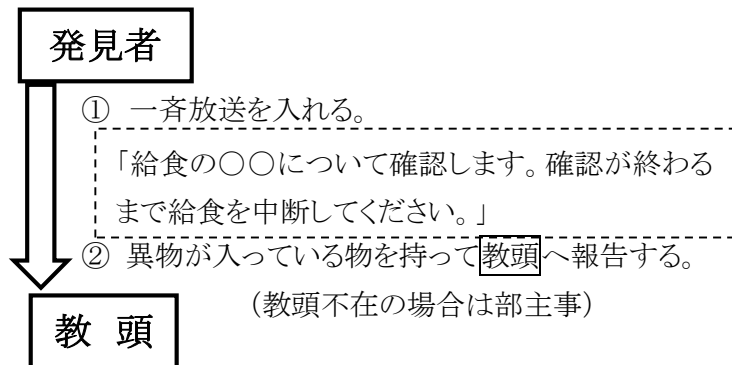


学校給食異物混入対応マニュアル

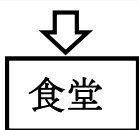
〈判断基準 A の場合〉



- ③ **栄養教諭** (異物の特定・混入物に合わせた対応の提案)、**保健主事** (飲食者等の状況確認の指示)、**養護教諭** (飲食者の健康観察・対応の提案) は教頭へ報告する。 ※写真で記録する
- ④ 状況、内容を確認し対応を判断する。
- ⑤ 担任は、子どもの健康状態の把握をする。

※他の職員は、担当の生徒の給食に異常がないか、食べた人と食べてない人を確認して記録する。体調に変化がないかなどを確認する。(保健主事へ)

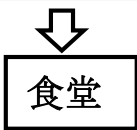
✖ の場合



「〇〇については食べずに元の食缶に返却してください。」

- ※状況の記録
- ※健康観察を継続

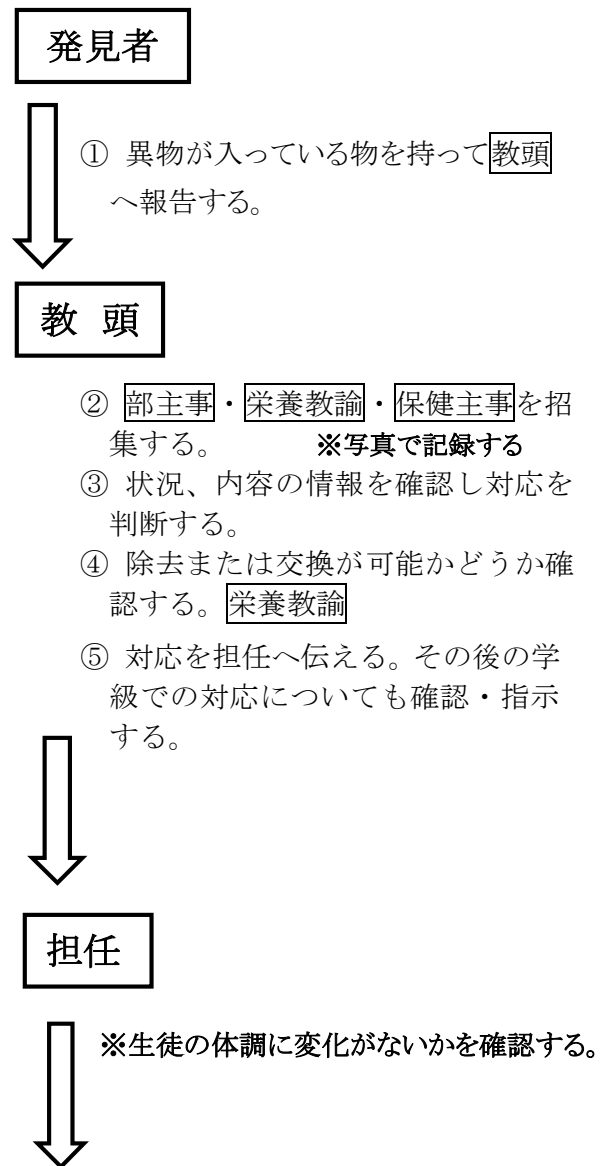
○ の場合



「〇〇は問題がありませんでしたので給食を再開してください。」



〈判断基準 B の場合〉



- ◆教育委員会(保健体育課)に報告
校長:電話で一報
栄養教諭:事故報告書(速報・終えん)作成
- ◆保護者・職員へ一斉メール
校長:メール送信の判断・送信
- ◆業者、学校給食会
栄養教諭:状況の報告・確認
※納入品に混入の疑いがある場合

※該当の生徒の家庭へ個別に連絡し、その後の経過観察をする。

〈対応の判断基準A/B〉

A … 給食中止

健康に影響を及ぼすと判断される異物＝危険物(ガラス、金属類、プラスチック、衛生害虫(ゴキブリ、ハエ、クモ等)ネズミの糞、変色、異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの。

B … 給食を継続(取り除いて食べる。ただし、本人が嫌がる場合は、片付ける)

健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される異物＝非危険物(毛髪、繊維、食材の包装材料の切れ端(ビニール等)、食物の皮や殻、食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれがないもの。

※危険物・非危険物の目安に関しては、「学校給食の管理と指導 八訂版」を参照